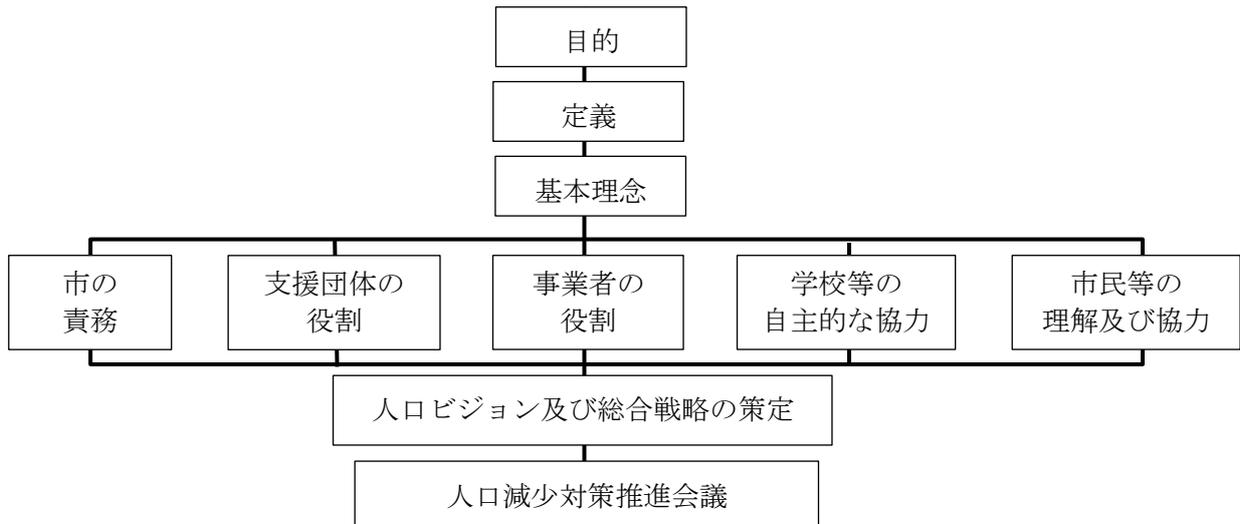


## 1 構成



## 2 目的

○ここでは、条例の制定の趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定します。なお、この条例は、市の人口減少対策及びその推進に関する基本的な姿勢を関係団体や事業者、市民等に示す、いわゆる理念条例です。

国では、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口の長期ビジョン及びその実現に向けた総合戦略を策定した。

そのよう中、松山市では少子化の進展による人口の自然減や若年層の東京圏・関西圏等への流出等により、人口が 2010 年以降減少局面に入っている。

そこで、この条例は、松山市の人口減少に対し、将来にむけて本市人口の安定化と若返りを目指すとともに、人口減少社会における市民の暮らしを守り、地域経済の持続的な発展を目指す対策（以下、人口減少対策という）について、基本理念、市の責務、関係団体等の役割等を定めるとともに、推進組織を設置することにより、人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

## 3 定義

○ここでは、条例上での用語の定義を次のとおり規定します。

- (1) 松山圏域 松山市及び松山市と地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結している市町の区域をいう。
- (2) 支援団体 人口減少対策を目的とする団体及び当該対策の推進を支援する意思を持つ団体をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法 124 条に規定する専修学校をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## 4 基本理念

○ここでは、人口減少対策及びその推進のための基本理念を次のとおり規定します。

- (1) 松山市民が、将来への様々な夢や希望を持つことができるとともに、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、多様性豊かで魅力ある地域社会の形成と日常生活及び社会生活を営む基盤となる財、サービスの確保を図る。
- (2) 居住や結婚、出産及び学業、職業は個人の決定に基づくものであることを前提に、松山市民やそれ以外の者が、松山市での居住や結婚、出産又は育児、及び就学、就業についての希望を持ち、その実現の可能性が高まるよう環境の整備を図る。
- (3) 人口減少社会における市民の暮らしを守り、地域経済の持続的な発展を目指すため、松山市内はもちろん、松山圏域、更には域外の都市や地域との人、もの、資本、サービス、情報等の共有や交流を活発化し、行政及び民間サービスの向上と民間投資並びに雇用創出の促進を図る。
- (4) 松山市民が地域への誇りと愛着を持ち、市外の人々からは憧れの地域となるよう松山市の持つ地域性への共感や信頼を高めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進する。
- (5) 人口減少対策は、国、関係地方公共団体、支援団体、事業者、学校等及び市民等との連携・協力により推進する。

## 5 市の責務

○ここでは、基本理念にのっとり、市の責務を次のとおり規定します。

- (1) 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、周知及び実施、検証する責務を有する。
- (2) 市は人口減少対策を国、関係地方公共団体、支援団体、事業者、学校等及び市民等との連携・協力により推進する。

## 6 支援団体の役割

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、支援団体が、取り組むべき役割を次のとおり規定します。

- (1) 支援団体は、基本理念にのっとり、人口減少対策をそれぞれの立場で積極的に推進、又は支援するとともに、松山市、その他の者が実施する人口減少対策及びその推進に協力するよう努めるものとする。

## 7 事業者の役割

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、事業者が、努めるべき役割を次のとおり規定します。

- (1) 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、松山市、支援団体その他の者が実施する人口減少対策及びその推進に協力するよう努めるものとする。

## 8 学校等の自主的な協力

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、学校等の協力について、次のとおり規定します。

- (1) 大学及び専修学校は、自主的に、人口減少対策及びその推進に係る専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究に努めるものとする。
- (2) 学校等は、自主的に、人口減少対策及びその推進に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- (3) 前2項の規定による協力は、学校等その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

## 9 市民等の理解及び協力

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、市民等の理解及び協力について、次のとおり規定します。

- (1) 市民等は、人口減少対策への関心と理解を深めるとともに、松山市その他の者が実施する人口減少対策及びその推進に協力するよう努めるものとする。

## 10 人口ビジョン及び総合戦略の策定

○ここでは、人口の将来展望を示す人口ビジョンと人口減少対策を総合的見地から戦略的に推進するための計画の策定について、次のとおり規定します。

- (1) 市長は、基本理念にのっとり、人口ビジョン及び総合戦略を策定するものとする。
- (2) 人口ビジョンには、松山市の過去及び将来の人口推移を合理的手法によって明らかにするとともに、市民の希望や国、愛媛県、松山圏域、社会経済状況等の動向を踏まえた上で、人口減少対策の効果が現れた場合の将来人口等の展望を示すものとする。
- (3) 総合戦略には、人口減少対策を総合的な見地から戦略的に行うための目標、施策、効果検証その他必要な事項を定めるものとする。
- (4) 市長は、人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、支援団体、事業者、学校、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。
- (5) 市長は、人口ビジョン及び総合戦略を策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。
- (6) 市長は、毎年度、様々な社会経済等環境の変化を勘案するとともに、人口減少対策の実施状況や効果等を調査・分析し、人口ビジョン及び総合戦略に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- (7) 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による人口ビジョン及び総合戦略の変更について準用する。

## 11 人口減少対策推進会議

○人口減少対策を推進していく上で、調査・検証等を行う組織について、次のとおり規定します。

- (1) 支援団体は、人口減少対策を推進するために必要と認めるときは、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、NPOの全ての団体を含む連合体により規約を定め、人口減少対策推進会議を設置することができる。
- (2) 人口減少対策推進会議は、前項の目的を達成するため、この条例に定める事項、その実施状況その他必要な事項について自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。
- (3) 市長は、人口減少対策推進会議から求めがあったときは、適当と認められる範囲内において、必要な協力をすることができる。

## 12 財政上の措置

○人口減少対策を推進していく上で、市の財政上の措置について、次のとおり規定します。

- (1) 市は、人口減少対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

## 13 推進体制

○人口減少対策を推進していく上で、市の推進体制について、次のとおり規定します。

- (1) 市は、基本理念にのっとり、人口減少対策を総合的に推進するための体制の整備に努めるものとする。